

エチオピア  
産業財産規則

発明，小発明及び意匠閣僚評議会規則

1997 年第 12 号

1997 年 3 月 6 日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 略称

第 2 条 定義

第 3 条 手数料

第 4 条 様式

第 5 条 書類及び翻訳文の言語

第 6 条 名称，宛先，国籍及び居所の表示

第 7 条 パートナーシップ，会社及び団体による署名

第 8 条 代理

第 II 章 特許

第 1 節 特許付与に係る出願及び手続

第 9 条 特許の分類

第 10 条 特許付与に係る願書

第 11 条 明細書

第 12 条 クレーム

第 13 条 図面

第 14 条 要約

第 15 条 寸法，用語及び符号

第 16 条 部数及び物理的要件

第 17 条 発明の単一性

第 18 条 出願の補正及び分割

第 19 条 先行技術との関係での開示の無視

第 20 条 優先権宣言及び先の出願の翻訳文

第 21 条 外国からの出願人

第 22 条 対応する外国出願，特許及びその他の保護を受ける権利に関する情報を提出する期間

第 23 条 出願の取下

第 24 条 出願への表示

第 25 条 出願日の付与及び通知

第 2 節 出願審査

第 26 条 審査官の除斥

第 27 条 方式審査

第 28 条 実体審査

### 第 3 節 特許証の交付及び内容

第 29 条 特許付与又は特許付与拒絶の決定

第 30 条 特許付与

第 31 条 特許付与の公告

第 32 条 特許付与証の発行

第 33 条 特許の存続期間の延長

### 第 4 節 授権された者による特許発明の利用

第 34 条 政府による又は政府から授権された第三者による特許発明の利用

第 35 条 強制ライセンスの請求

第 36 条 強制ライセンスに係る請求の認容又は拒絶

第 37 条 強制ライセンスの付与又は拒絶の決定

第 38 条 無効

## 第 III 章 実用新案証

第 39 条 特許に関する規定の適用

## 第 IV 章 意匠

第 40 条 特許に関する規定の適用

第 41 条 意匠登録出願

第 42 条 表示及び見本の数及び寸法

第 43 条 出願日の付与及び通知；審査

第 44 条 出願の承認又は拒絶の決定

第 45 条 意匠登録，意匠登録の公告；証明書の交付

第 46 条 登録更新

## 第 V 章 雑則

第 47 条 所有者の変更

第 48 条 代理人の選任，送達宛先

第 49 条 非就業日

第 50 条 登録簿及び公報

第 51 条 登録簿の閲覧；登録簿からの抄本及び書類の写しの請求

第 52 条 誤りの訂正

第 53 条 聴聞

第 54 条 郵便による送達

第 55 条 様式

第 56 条 施行日

附則 I 手数料

附則 II 様式(省略)

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 略称

本規則は、「発明，小発明及び意匠閣僚評議会規則 1997 年第 12 号」として引用することができる。

### 第 2 条 定義

本規則においては，文脈上他の解釈を要する場合を除いて，

- (1) 「委員会」とは，エチオピア科学技術委員会をいう。
- (2) 「審査官」とは，特許証，実用新案証又は意匠登録証に係る出願を審査するために委員会が任命する者をいう。
- (3) 「特許権者」とは，特許又は導入特許の所有者をいう。
- (4) 「布告」とは，「発明，小発明，意匠に関する布告 1995 年第 123 号」をいう。

### 第 3 条 手数料

布告第 53 条 (2) に従って納付する手数料は，本規則に付属する附則 I (手数料に係る附則) に基づくものとする。

### 第 4 条 様式

- (1) 本規則において言及される様式は，本規則に付属しかつその一部を構成する附則 II (様式に係る附則) に記載する様式をいう。
- (2) 印刷した様式が委員会から無料で提供される。

### 第 5 条 書類及び翻訳文の言語

- (1) 何れの出願書類も，英語又はアムハラ語により提出しなければならない。
- (2) 出願書類の一部を構成する書類又は布告若しくは本規則に従って委員会に提出される書類であって英語又はアムハラ語以外の言語によるものには，英語又はアムハラ語への翻訳文を添えなければならない。

### 第 6 条 名称，宛先，国籍及び居所の表示

- (1) エチオピア人以外の自然人の名称は，その者の姓及び名により表示するものとし，姓を名の前に表示する。法人の名称は，その正式の完全名称により表示する。
- (2) 何れの宛先にも，出願人の完全な宛先，特に私書箱番号，電報番号及びファックス番号を表示する。
- (3) 国籍は，その者が国民である国の名称により表示する。法人は，設立法の属する国の名称及びその登録本社の詳細を表示する。
- (4) 居所は，その者が居住している国の名称により表示する。

### 第 7 条 パートナーシップ，会社及び団体による署名

- (1) パートナーシップ，会社又は団体のために又はこれらに代わって署名される書類は，その書類に署名する権限を与えられた者により署名されなければならない。

(2)(1)に従って署名される書類には、当該パートナーシップ、会社又は団体の印がなければならぬ。

#### **第 8 条 代理**

代理人を選任する委任状は、出願と共に又は出願(申請)日から 2 月以内に提出することができる。布告第 9 条(7)及び本規則第 48 条に従って選任がなされていない場合は、当該代理人がとった出願以外の手続措置は、とられなかったものとみなす。

## 第 II 章 特許

### 第 1 節 特許付与に係る出願及び手続

#### 第 9 条 特許の分類

委員会は、特許の付与及び公告の目的で並びに分類された調査ファイルを維持するために、1971年3月24日のストラスブール協定に基づいて採択され、その後改訂された国際特許分類を適用する。

#### 第 10 条 特許付与に係る願書

- (1) 特許付与の願書は、様式 No. 1 を用い、かつ、各出願人により署名されなければならない。
- (2) 願書には、出願人の名称、宛先、国籍及び居所を表示する。
- (3) 出願人が発明者である場合は、願書にはその旨の申立を記載し、また、そうでない場合は、願書に発明者の名称及び宛先を表示し、かつ、その特許に対する出願人の権利を正当化する申立を添えるものとする。
- (4) 出願人が代理人により代理される場合は、願書にその旨を表示し、かつ、代理人の名称及び宛先を記載する。
- (5) 発明の名称は、できれば 2 語から 7 語までの短いもので、かつ、明確でなければならない。

#### 第 11 条 明細書

- (1) 明細書においては、最初に願書に記載されている発明の名称を記載し、かつ、
  - (a) 発明が関係する技術分野を明示する。
  - (b) 出願人が知る限り発明の理解、調査及び審査のために有用であると考えられる背景技術を表示し、また、できればかかる技術を扱っている文献を引用する。
  - (c) 発明が遂行しようとしている任務を明示する。
  - (d) 当該技術について通常の技量を有する者が前記の任務を果たすことができる程度に明確かつ詳細に発明を開示し、かつ、ある場合はその効果を背景技術に則して記載する。
  - (e) 先行技術との対比での発明の利点又は効果を記載する。
  - (f) もしあれば図面中の図形について簡潔に説明する。
  - (g) 発明を実行する上で出願人が考えている少なくとも 1 つの方法を記載する。これは、適当な場合は例を用いて、また、ある場合は図面に則して行う。
  - (h) 明細書又は発明の内容から明瞭でない場合は、発明を産業上利用し、発明を製造し及び使用する方法、また使用することのみが可能な場合は使用する方法を明示的に表示する。
- (2) (1) に規定する態様及び順序は、発明の性質上、異なる態様又は異なる順序の方がよりよい理解及びより簡潔な説明を得られる場合を除いては、これに従わなければならない。
- (3) 発明の明細書には、化学式又は数式を含めることができるが、商業広告を含めてはならない。

(4) 明細書には、発明を詳述するのに資する要素のみを記載することができ、新しく結合した語又は一般的には受け入れられていない専門用語を用いなければならない場合は、注釈を加えるものとする。

## 第12条 クレーム

(1) クレームにおいては、発明の技術的特徴に関して保護を求めている事項を明確かつ簡潔に明示し、かつ、製品又は方法の何れかに関連するものでなければならない。

(2) クレームの数は、発明の資質を考慮に入れて合理的なものでなければならない。複数のクレームがある場合は、アラビア数字で一連番号を付する。

(3) クレームで用いられる技術用語は、明細書で用いられている技術用語と一致していなければならない。クレームには、化学式又は数式を含めることができるが、図面を含めてはならない。

(4) 適切な場合は、クレームには次に掲げるものを含めるものとする。

(a) 発明の技術的特徴であって、発明の定義に必要なではあるが、組み合わせると先行技術の一部であるものを示す記述

(b) 「において特徴付けられる」、「により特徴付けられる」、「そこに改良点がある」の語句又はこれらと同様の趣旨の語句で始まる特徴付けの部分であって、(a)にいう特徴と組み合わせ、保護が求められている技術的特徴を簡潔に記述するもの

(5) クレームにおいては、絶対に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関して、明細書又は図面に引用してはならない。特に、「明細書で一部説明されているように」又は「図面の図形で図解されているように」といった引用をしてはならない。

(6) 出願書類に図面が含まれる場合は、クレームで言及されている技術的特徴にはかかる特徴に関する引用符号を付することが望ましい。引用符号を用いる場合は、括弧でくくることが望ましい。引用符号を挿入してもクレームの理解を特に速める効果がない場合は、挿入しない。

(7) 出願日後に提出されたクレームであって、先に出願書類に記載されているクレームと同一でないものは、出願人の選択により、改訂クレームとして又は新しいクレームとして提出する。

(8) 先に出願書類に記載されたクレームの削除は、当該先のクレームの番号の後に「削除」の語を付することにより行う。

## 第13条 図面

(1) 特許出願書類の一部を構成する図面は、使用表面積が26.2 cm×17 cmを超えない紙面によるものとする。紙面の使用表面に枠を付してはならない。最小限余白は次のとおりとする。

上方 2.5 cm

左方 2.5 cm

右方 1.5 cm

下方 1.0 cm

(2) 図面は、次のとおりに作成する。

(a) 良好な複製が得られるように、長持ちする、黒色の、十分に濃くかつ暗い、均一の

太さの、明確な線及び運筆によるものとし、彩色しない。

(b) 切断面はハッチングにより示すが、それにより引用符号及び引出線の明確な読取が妨げられてはならない。

(c) 図面の縮尺及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製で、すべての詳細部分が容易に弁別できるようなものでなければならない。例外的に図面上で縮尺を示す場合は、図形的に表示する。

(d) 図面に記載されるすべての番号、文字及び引用符号は、簡単かつ明瞭でなければならない。また、番号及び文字に関して括弧、円及び引用符を用いてはならない。

(e) 同一の図形の各要素は、相互間の比率が保たれていなければならない。ただし、図形の明確性のために比率を変えることが不可欠である場合は、この限りでない。

(f) 番号及び文字の高さは、0.32 cm 以上とし、図面の文字には、ローマ字及び慣行がある場合はギリシャ文字を用いる。

(g) 図面の同一紙面に複数の図形を載せることができる。2以上の紙面に描かれた図形により1つの図形を構成することが意図されている場合は、当該複数の紙面上の図形は、部分図形の何れの個所も隠れないように全体の図形を合成できるように配列しなければならない。異なる図形は、スペースを無駄にしないやり方で、それぞれが明確に分離されているように配列する。異なる図形には、紙面の番号付けとは無関係に、アラビア数字で一連番号を付する。

(h) 明細書又はクレームに言及されていない引用符号は図面に記載してはならず、その逆も同様とする。引用符号により示される同一の特徴は、出願書類を通じて同一の符号により示されなければならない。

(i) 図面の理解のために必要な場合の「水」、「蒸気」、「開いた」、「閉じた」、「断面 AA」といった単一の語又は語句並びに電気回路及びブロック略図又は工程図表の場合の限られた短い欄外見出し語を除き、図面に文言を含めてはならない。

(j) 図面の紙面には、第16条(7)に従って番号を付する。

(3) 工程図及び図表は図面とみなす。

## 第14条 要約

(1) 要約は、特定の技術に係る調査の目的での効率的な選別手段として役立ち、それにより、出願書類自体を調べる必要があるか否かについて利用者が考えをまとめる上での一助になり得るように作成するものとする。

(2) 要約には、次に掲げるものを含める。

(a) 明細書、クレーム及び何れかの図面に含まれる開示事項の要約であって、発明が関係する技術分野を示し、かつ、技術的課題、発明を通じての当該課題の解決の要点及び発明の主要な用途についての明確な理解を可能にする方法で作成されたもの

(b) 該当する場合は、出願書類に含まれるすべての式の中で最も適切に発明を特徴付ける化学式

(3) 要約は、開示の下で許される限り簡潔でなければならない。かつ、申し立てられている利点若しくは主張されている発明の価値又は実施例に関する記述を含めてはならない。

(4) 出願書類の要約で言及されている及び図面で図解されている主要な技術的特徴のそれぞれに括弧でくくった引用符号を付する。

(5) 要約には、出願人が提出した図面で最も説明力があるものを添える。

### 第 15 条 寸法、用語及び符号

(1) 重量及び寸法の単位は、メートル法で示す。

(2) 温度は、セ氏温度で示す。

(3) 密度は、メートル法で示す。

(4) 熱、エネルギー、光、音及び磁気の表示並びに数式及び電気単位に関しては、一般に用いられている規則に従う。化学式に関しては、一般に用いられている記号、原子量及び分子式を使用する。

(5) 一般に、当該技術において一般に受け入れられている技術用語、符号及び記号のみを用いるものとする。

(6) 用語及び符号は出願書類を通じて一貫していなければならない。

### 第 16 条 部数及び物理的要件

(1) 第 21 条(7)に従うことを条件として、出願書類及び付随する陳述書又は書類は 3 部を提出するものとするが、委員会は、追加の部数を提出するよう求めることができる。

(2) 出願書類のすべての要素は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによる直接複製が可能なように表示しなければならない。

(3) 出願書類の各紙面の片側のみを用いる。

(4) 出願書類のすべての要素は、しなやかで、強靱な、白色の、滑らかな、光沢のない、長持ちのする紙面に記載する。

(5) 紙面の大きさは、A4(29.7 cm×21 cm)とする。

(6) 第 13 条(1)に従うことを条件として、紙面の最小限余白は次のとおりとする。

(a) 最初のページを除く各ページの上方余白：20 mm

(b) 最初のページの上方余白：30 mm

(c) 綴じた側の余白：25 mm

(d) 他の側の余白：20 mm

(e) 下方余白：20 mm

(7) (a) すべての紙面の上方中央に、連続するアラビア数字を付する。

(b) 紙面に連続番号を付するに際し、出願書類の各要素は次の順序で配置する：願書、明細書、クレーム、要約、図面

(c) 紙面の連続番号は、3 種の通し番号を用いて付するものとし、最初の通し番号は願書のみを用い、願書の最初の紙面から始め、2 番目の通し番号は明細書の最初の紙面から始め、クレームを経て要約の最後の紙面まで続け、3 番目の通し番号は図面の紙面のみに用い、図面の最初の紙面から始める。

(8) 出願書類の文言部分はタイプする。要すれば、図記号、化学式又は数式及び一定の文字を手で書くか描くかすることができる。

### 第 17 条 発明の単一性

(1) 布告第 9 条(2)は、特に、次に掲げる 3 つの可能性の 1 つを許容するものと解する。

(a) ある製品に係る独立クレームのほかに、特に当該製品の製造のために適合させた方

法に係る独立クレームを同一の出願中に加えること，及び当該製品の使用法に係る独立クレームを同一の出願中に加えること

(b) ある方法に係る独立クレームのほかに，特に当該方法を実行するために設計した装置又は手段に係る独立クレームを同一の出願中に加えること

(c) ある製品に係る独立クレームのほかに，特に当該製品の製造のために適合させた方法に係る独立クレームを同一の出願中に加えること，及び特に当該方法を実行するために設計した装置又は手段に係る独立クレームを同一の出願中に加えること

(2) 布告第 9 条(2)に従うことを条件として，同一の種類 2 以上の独立クレームであって，単一の属のクレームで容易に対処できないものは，これを同一の出願中に含めることを許容する。

(3) 布告第 9 条(2)に従うことを条件として，合理的な数の従属クレームであって，ある独立クレーム中でクレームされている発明の特定の形態をクレームしているものは，これを同一の出願中に含めることを許容する。

(4) 布告第 9 条(2)に基づく発明の単一性の要件を満たさなかった出願に基づいて特許が付与されているという事実は，その特許の無効の理由とはならない。

#### **第 18 条 出願の補正及び分割**

(1) 出願人は，出願が承認を受ける用意が整うまでは，出願を補正することができる。ただし，補正は，原出願における開示を超えるものであってはならない。

(2) 出願人は，出願が承認を受ける用意が整うまでは，出願を 2 以上の出願に分割することができる。ただし，各分割出願は，原出願における開示を超えるものであってはならない。

(3) 各分割出願は，原出願の出願日を享受することができ，かつ，該当する場合は，原出願の優先日を享受することができる。

(4) 各分割出願においては，原出願に言及するものとする。

(5) 原出願について主張されている何れかの優先権の利益を分割出願が享受することを出願人が希望する場合は，その旨の請求を当該分割出願に含めなければならない。この場合，原出願について第 20 条に基づき提出された優先権宣言及び書類は，当該分割出願にも関係するとみなす。

(6) 原出願について 2 以上の先の出願の優先権が主張されていた場合は，分割出願は，それに適用がある優先権の利益のみを享受することができる。

#### **第 19 条 先行技術との関係での開示の無視**

布告第 3 条(3)に従い，先行技術との関係で発明の開示が無視されることを希望する出願人は，その旨を出願において表示し，かつ，開示の全詳細を書面により出願と共に又は出願から 1 月以内に提出するものとする。開示が博覧会において行われた場合は，出願人は，当該博覧会を所管する当局が発行した適正に認証された証明書であって，当該博覧会の詳細を記載しかつ当該発明が実際にそこで展示されたことを記述するものを，前記の期間内に提出しなければならない。

## 第 20 条 優先権宣言及び先の出願の翻訳文

(1) 布告第 11 条(2)にいう宣言においては、次に掲げる事項を表示する。

(a) 先の出願の日

(b) (2)に従うことを条件として、先の出願の番号

(c) (3)に従うことを条件として、先の出願に付与された国際特許分類記号

(d) 先の出願が提出された国又は先の出願が広域又は国際出願である場合は、そのために先の出願が提出された国

(e) 先の出願が広域又は国際出願である場合は、それが提出された官庁

(2) 布告第 11 条(2)にいう宣言の提出時に先の出願の番号が不明の場合は、宣言を記載した出願が提出された日から 3 月以内にその番号を届け出なければならない。

(3) 国際特許分類記号が(1)にいう宣言の提出時に先の出願に付与されていないか又は付与されていなかった場合は、出願人は、その事実をその宣言に記述し、かつ、その記号が付与され次第これを伝達するものとする。

(4) 出願人は、特許付与の前はいつでも、(1)にいう宣言の内容を補正することができる。

(5) 布告第 11 条(2)にいう先の出願の認証謄本の提出期間は、委員会による求めの日から 3 月とする。他の出願について既に謄本が提出されている場合は、出願人は、当該他の出願に言及することにより、応答することができる。

(6) 先の出願が英語又はアムハラ語以外の言語による場合は、出願人は、(5)に基づいて行われた要求の日から 6 月以内に、先の出願の英語又はアムハラ語への翻訳文を提出しなければならない。

(7) 委員会が別段の要求を行った場合を除き、先の出願及びその翻訳文は 1 部提出するものとする。

## 第 21 条 外国からの出願人

(1) 布告第 10 条(2)及び本条に従って提出された書類は、特許出願がされている発明の新規性及び進歩性の評価を促進するためにのみ用いることができる。

(2) 外国からの出願人は、本条に基づいて当人が提出した何れの書類に関しても、意見を提出することができる。

(3) エチオピアに居所又は営業所を有さない外国人、外国企業又はその他の外国組織から特許出願が提出された場合において疑念があるときは、委員会は、出願人に対し、次に掲げる書類を提出するよう求めることができる。

(a) 出願人の国籍に関する証明書

(b) 外国企業又はその他の外国組織の本部所在地に関する証明書

(c) 当該外国人、外国企業又はその他の外国組織が属する国が、エチオピアの国民又は主体が当該国の国民に適用されるのと同じ条件の下で当該国において特許の権利を享受することを認めていることを示す証拠

## 第 22 条 対応する外国出願、特許及びその他の保護を受ける権利に関する情報を提出する期間

(1) 布告第 10 条に基づいて求められる情報の提出に関して定められる期間は、この求めが行われた日から 2 月以上 6 月以下とする。委員会は、出願人からの理由を付した請求

に基づいて、前記の期限を延長することができる。

(2) 出願人が、布告第 10 条に基づいて求められている書類は未だ入手可能でない旨を応答した場合は、委員会は、書類が提出されるまで出願審査手続を停止することができる。

### 第 23 条 出願の取下

(1) 出願は、出願人が署名した宣言書を委員会に提出することにより取り下げる。

(2) 出願が取り下げられた場合は、出願手数料は払い戻さない。

### 第 24 条 出願への表示

(1) 委員会は、出願を構成する書類を受領したときは、そのそれぞれに、実際の受領日並びに ET の文字、斜線、P の文字、斜線、最初の書類を受領した年の下 2 桁の数、斜線及び出願を受領した順に付与された 5 桁の数字から成る出願番号を表示するものとする。修正又はその他の後に提出される書類を異なる日に受領した場合は、委員会は、特許付与に係る願書(様式 No. 1)の適切な個所に、これらの実際の受領日も表示する。

(2) (1)に基づいて付与された出願番号は、当該出願に関するその後のすべての通信において引用されなければならない。

### 第 25 条 出願日の付与及び通知

(1) 委員会は、出願日を付与するために、出願が布告第 12 条(1)の要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 布告第 12 条(2)に基づく補正を提出するべき旨の求めは書面によるものとし、ここでは、必要な補正を明示し、かつ、所定の納付手数料を添えて当該補正を求めの日から 2 月以内に提出するよう求めるものとする。

(3) 委員会は、出願日を付与したときは、書面により出願人に通知する。布告第 12 条(2)に基づいて、出願が提出されなかったものとして取り扱われる場合は、委員会は、その理由を明示して書面により出願人に通知する。

## 第 2 節 出願審査

### 第 26 条 審査官の除斥

審査官は、次の何れかに該当するときは、自発的に又は出願人若しくはその他の利害関係人の請求に基づいて、その職務の遂行から除斥される。

(1) 出願人又は特許代理人の近親であること

(2) 特許出願に利害関係を有すること

(3) 出願の公平な審査に影響を及ぼす虞があるその他の関係を出願人又は特許代理人との間に有していること

### 第 27 条 方式審査

(1) 布告第 9 条(3)及び(4)(a)並びにそれに関係する規則の要件のほかに、布告第 5 条、第 8 条、第 9 条(7)及び(8)並びに第 10 条の要件を布告適用上の方式要件とみなす。

(2) 委員会は、布告第 13 条(1)及び本条(1)にいう条件が満たされていないと認める場合

は、出願人に対し、所定の納付手数料を添えて必要な補正を以後 2 月以内に提出するよう、書面により求める。

(3) 出願人が不備を補正すべき旨の求めに従わない場合又は出願人が補正を提出したにも拘らず、(1)にいう条件が満たされていないと委員会が考える場合は、委員会は、出願を拒絶し、かつ、書面により、理由を付して出願人に通知する。

(4) 出願日は、出願の拒絶により影響されることなく、引き続き有効であるものとする。

## 第 28 条 実体審査

(1) 布告第 13 条(3)に従うことを条件として、実体審査は、委員会により任命された経験を有する技術及び法律専門家が行う。

(2) 所定の調査及び審査手数料が納付されることを条件として、委員会は、布告第 13 条(3)に基づく審査の目的で、出願を、すべての関係書類と共に、委員会により準備された審査当局に送付し、調査及び審査報告を請求することができる。

(3) 出願は、布告第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 9 条(2)、(4) (b) 及び(c)並びに(5)並びにそれらに関する規則の要件が満たされているか否かに関して審査する。

(4) 委員会は、調査及び審査報告の結論を然るべく考慮した上で、布告にいう条件が満たされていないと考える場合は書面により出願人に通知し、必要ならば複数回にわたり、所定の期間内にその出願を補正するか又は分割するよう求める。所定の期間は、求めの日から 2 月以上 6 月以下とする。求めは、様式 No. 2 により行う。

(5) (4) 及び第 18 条に基づく補正は、所定の手数を添えて行う。

(6) 出願人が前記の求めに従わない場合又は出願人が意見、補正若しくは分割を提示したにも拘らず、委員会が、調査及び審査報告の結論を然るべく考慮した上で、布告及び本規則にいう条件が満たされていないと考える場合は、委員会は、出願を拒絶し、かつ、その旨を書面により出願人に通知する。

## 第 3 節 特許証の交付及び内容

### 第 29 条 特許付与又は特許付与拒絶の決定

(1) 同一の発明に関して特許付与を求める 2 以上の出願であって、同一の出願日又は該当するときは同一の優先日を有するものが同一の出願人により提出された場合は、委員会は、それを理由として、1 件を超える出願に従って特許を付与することを拒絶することができる。

(2) 委員会が、調査及び審査報告の結論を然るべく考慮した上で、布告第 13 条(3)にいう条件は、本規則第 28 条に従うことを条件として満たされていると考える場合は、委員会は、特許を付与するものとする。

(3) 委員会は、特許を付与するか又は特許の付与を拒絶するかに係るその決定を書面により出願人に通知し、かつ、当該決定の基礎となった調査及び審査報告の写しをそれに添えるものとし、また、拒絶の場合は、その理由を記載し、特許付与の決定の場合は、当該通知の日から 3 月以内に付与及び公告手数料を納付するよう出願人に求める。

### 第 30 条 特許付与

- (1) 特許付与決定の通知の日から 3 月以内に付与及び公告手数料が納付されたときは、委員会は、布告第 14 条(1)及び本条の規定に従って特許を付与する。
- (2) 委員会は、付与された各特許に、付与の順番で特許公告番号を割り当てる。
- (3) 特許は、
  - (a) 様式 No. 3 により付与するものとし、(2)に示す情報のほかに、特許の公告日、引用された先行技術の書類又は参考資料、明細書、クレーム及び存在する場合は図面を含むものとする。
  - (b) 布告第 14 条(2)(a)に従って委員会が付与を公告した日に付与されたものとみなす。

### 第 31 条 特許付与の公告

特許付与の公告には、次に掲げる事項を含める。

- (1) 特許番号
- (2) 特許の所有者の名称及び宛先
- (3) 発明者の名称及び宛先。ただし、発明者が特許において名指しされないよう求めた場合を除く。
- (4) 存在する場合は、代理人の名称及び宛先
- (5) 出願日及び出願番号
- (6) 優先権が主張され、その主張が認められた場合は、優先権申立書、優先日及び当該先の出願が提出された国又はそれについて当該先の出願が提出された国
- (7) 特許付与の効力発生日
- (8) 発明の名称
- (9) 要約
- (10) 存在する場合は、図面のうちで最も説明に資するもの
- (11) 国際特許分類記号

### 第 32 条 特許付与証の発行

特許付与証は、様式 No. 4 により発行するものとし、長官が署名し、かつ、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 特許の番号
- (2) 特許の所有者の名称及び宛先
- (3) 出願日及び該当する場合は出願の優先日
- (4) 特許付与の効力発生日
- (5) 発明の名称

### 第 33 条 特許の存続期間の延長

布告第 16 条に基づく特許の存続期間の延長に係る請求は、書面により委員会に対して行うものとし、かつ、エチオピアにおける発明の実施の詳細を記載し、特許の所有者が署名した申立書を添える。

## 第4節 授権された者による特許発明の利用

### 第34条 政府による又は政府から授権された第三者による特許発明の利用

(1) 委員会は、布告第25条(2)に基づく決定を行うに先立ち、特許権者、強制ライセンスの受益者及びその参加が有用であるとその他の者に対し、これらが聴聞を受けることができる日を少なくともその21日前に書面により通知するものとする。特許権者は、すべてのライセンシーに対し、聴聞について書面により通知しなければならない。ライセンシーは、聴聞に参加する権利を有する。

(2) 委員会は、聴聞の後書面により決定を行うものとし、その際決定の基礎となった理由を記載するものとし、また、布告第25条(2)に基づいて発明が利用されるべきであることを委員会が決定した場合は、利用の条件を記載する。

(3) 委員会は、決定を記録し、公告すると共に、特許権者及びその他の聴聞参加者に書面により通知する。

(4) 報酬に関する委員会の決定が審判請求の対象となっている場合は、裁判所の登録官は、裁判所の決定が確定したとき、それを委員会に通知するものとし、委員会は、その決定を記録し、公告する。

### 第35条 強制ライセンスの請求

布告第29条に基づく強制ライセンスの付与請求は、所定の手数料を納付して、様式 No. 9により委員会に対して行う。これには次に掲げるものを添える。

(1) 自己の発明がある特許発明に従属しており、かつ、その発明を実施することなしには自己の発明を実施するのが困難であるとの証拠

(2) 特許権者は強制ライセンスを請求する者からライセンス契約の請求を受領したが、強制ライセンスを請求する者は、前記のライセンスを合理的な条件で合理的な期間内に取得することができなかったとの証拠

(3) 強制ライセンスを請求する者が当該特許発明を実施するに当たっての計画を示すもの。同人がエチオピアでこれを実施する能力を有するとの証拠を含む。

### 第36条 強制ライセンスに係る請求の認容又は拒絶

(1) 委員会は、強制ライセンス付与の請求の日から3月以内に、布告第29条及び本規則第35条の要件が一応満たされているか否かを審査する。

(2) 委員会は、審査して、

(a) 要件が満たされていないと判断した場合は、当該請求を拒絶し、強制ライセンスを請求する者に書面により通知するものとし、

(b) 要件が満たされていると判断した場合は、直ちに当該請求の写しを特許権者、強制ライセンスの受益者及び布告第25条(2)に基づいて特許発明を利用する者に送付し、かつ、これらの者に対し、以後3月以内にそれについて書面により意見を提出するよう求めるものとする。

(3) 特許権者は、直ちに、すべてのライセンシーに書面により当該請求について通知するものとし、ライセンシーは、(2)に基づいて発令される求めの日から3月以内にそれについての意見を書面により委員会に提出する権利を有するものとする。

(4) 委員会は、(2)(3)に基づいて提出された意見を直ちに強制ライセンスを請求する者に通知する。

(5) 次いで委員会は、強制ライセンスを請求する者、特許権者並びに(2)及び(3)に基づいて意見を提出した者を招いて聴聞を行うものとし、聴聞のために設定された日を少なくとも1月前にこれらの者に通知する。

### 第37条 強制ライセンスの付与又は拒絶の決定

(1) 第36条(5)に基づく聴聞の後、委員会が強制ライセンス付与のための条件が満たされたと判断したときは、委員会は、当該ライセンスを付与するものとし、そうでない場合は当該ライセンスを拒絶する。

(2) 強制ライセンスを付与し又は拒絶する決定は書面によるものとし、決定の基礎となっている理由を記載し、かつ、強制ライセンスを付与する決定の場合は、特に次に掲げる事項を明示する。

(a) 当該ライセンスを付与する期間

(b) 当該ライセンスが布告第22条(1)にいう行為の何れに及ぶか

(c) 強制ライセンスの受益者が特許発明の実施を開始しなければならない期限

(d) 報酬支払に関する条件

(3) 委員会は、強制ライセンスを付与するか又は拒絶する決定を記録及び公告し、かつ、その写しを強制ライセンスを請求する者、特許権者並びに第36条(2)及び(3)に基づいて意見を提出した者に送付する。

### 第38条 無効

(1) 布告第36条(1)の規定が複数のクレームの一部のもの又は1つのクレームのある部分にのみ適用される場合は、そのようなクレーム又は1クレームのそのような部分を無効とする。

(2) 特許権者は、特許の無効を求めて提起された裁判手続についてすべてのライセンシーに書面により通知するものとする。無効を請求する者は、布告第30条に基づいて付与された強制ライセンスの受益者にその旨を通知するものとし、かつ、申し立てられている無効の理由が、特許権者は発明者でもその権利継承人でもないというものである場合は、当該特許に対する権利を有するとされている者にも通知するものとする。

## 第 III 章 実用新案証

### 第 39 条 特許に関する規定の適用

- (1) 布告第 3 条(1), (3)及び(4)は, 実用新案証に係る出願の場合には適用しない。
- (2) 布告第 16 条は, 実用新案証の場合には適用しない。
- (3) 布告第 36 条との関係での本規則第 45 条に基づく手続において, 裁判所は, 次に掲げる理由の何れかに基づいて実用新案証を無効にするものとする。
  - (a) 主張されている発明が, 布告第 3 条(5)との関係での本規則第 39 条及び第 45 条の規定に鑑みて, 実用新案証に適格でなかったこと
  - (b) 明細書及びクレームが, 布告第 9 条(4)(b)及び(c)並びにそれに関連する規則との関係で本規則第 45 条が規定する要件を満たさないこと
  - (c) 発明の理解のために必要な図面が提出されていないこと
  - (d) 実用新案証の所有者が発明者又はその権利承継人でないこと
  - (e) 主張されている発明が布告第 40 条に基づく保護に適格でなかったこと
- (4) 本規則第 II 章の各条の規定は, 次に掲げる例外に従うことを条件として, 実用新案証に準用する。
  - (a) 第 24 条の P の文字は, UM の文字に読み替える。
  - (b) 第 28 条は適用しない。
  - (c) 第 38 条における布告第 36 条(1)への言及は, 布告第 45 条及び本条(3)への言及に読み替える。
- (5) 布告第 43 条に基づく特許出願の実用新案証への変更の請求又はその逆の請求には出願人が署名し, 所定の手数料を添えるものとする。委員会は, 請求を受領してから 2 月以内に, それに関する決定を書面により出願人に通知するものとし, かつ, 請求を拒絶する場合は, その理由を記載する。

## 第 IV 章 意匠

### 第 40 条 特許に関する規定の適用

本規則第 20 条、第 23 条及び第 24 条を意匠に準用するものとし、そのために、第 24 条(1)の P の文字を ID の文字に読み替える。

### 第 41 条 意匠登録出願

(1) 意匠登録出願は、様式 No. 7 により行うものとし、かつ、出願人により署名されなければならない。

(2) 出願には、出願人の名称、宛先、国籍及び居所を表示する。

(3) 出願人が創作者である場合は、願書にその旨を記載し、またそうでない場合は、創作者の名称及び宛先を表示すると共に、当該意匠の登録についての出願人の権利を正当化する申立を添えるものとする。

(4) 出願人が代理人により代理される場合は、願書にその旨を表示すると共に代理人の名称及び宛先を記載する。

### 第 42 条 表示及び見本の数及び寸法

(1) 出願には、次に掲げるものを添えなければならない。

(a) 意匠が平面的なものの場合は、4 個の図形的表示又は 4 個の図面若しくはトレーシング、

(b) 意匠が立体的なものの場合は、意匠のそれぞれの面について 4 個の図形的表示又は 4 個の図面若しくはトレーシング、

(c) 委員会が適切と考える寸法の版木

(2) 見本は、20 センチメートル×20 センチメートル×20 センチメートルを超えないものでなければならない。意匠の図形的表示、図面又はトレーシングは、10 センチメートル×20 センチメートルを超えてはならない。前記の表示、図面又はトレーシングは、硬く長持ちのする A4 判の 4 枚の紙面に添付する。図面及びトレーシングは、黒色のインクにより作成する。

### 第 43 条 出願日の付与及び通知；審査

(1) 委員会は、出願日として出願の受領日を付与する。ただし、受領時において、出願に、出願人の身元を確定することができる記述及び当該意匠を包含している物品について要求される図形的表示が含まれていることを条件とする。

(2) 布告第 12 条(2)及び第 51 条並びに本条(1)に基づく補正の求めは書面による。求めにおいては、要求される補正を明示し、かつ、その補正を求めの日から 2 月以内に所定の納付手数料と共に提出するよう要求するものとする。

(3) 委員会は、出願日を付与したときは、その旨を書面により出願人に通知する。出願が布告第 12 条(2)及び第 51 条並びに本条(1)に基づいて提出されなかったものとして取り扱われる場合は、委員会は、書面により、理由を明示して出願人に通知する。

(4) 委員会は、布告第 48 条(1)並びに本規則第 41 条及び第 42 条に掲げる要件が満たされていないと認めた場合は、必要な補正を以後 2 月以内に所定の納付手数料と共に提出

するよう書面により出願人に求める。出願人が不備を補正すべき旨の求めに従わない場合又は出願人から補正が提出されても委員会が前記の要件が満たされていないと考えるときは、委員会は、出願を拒絶し、かつ、書面により、理由を記載して出願人に通知するものとする。

(5) 出願の拒絶がその出願日に影響を及ぼすことはなく、出願日は引き続き有効とする。

#### **第 44 条 出願の承認又は拒絶の決定**

委員会は、出願の承認又は拒絶の決定を出願人に書面により通知するものとし、かつ、出願の承認の決定の場合は、通知の日から 1 月以内に登録及び公告手数料を納付するよう出願人に求める。

#### **第 45 条 意匠登録、意匠登録の公告；証明書の交付**

(1) 第 44 条に定める期間内に登録及び公告手数料が納付されることを条件として、委員会は、布告第 48 条(2)及び本条に従って当該意匠を登録する。

(2) 委員会は、登録したそれぞれの意匠に登録の順序に番号を付与する。

(3) 意匠登録には、当該意匠の表示を含め、かつ、次に掲げる事項を明示する。

(a) 意匠の番号

(b) 登録所有者の名称及び宛先

(c) 存在する場合は、代理人の名称及び宛先

(d) 創作者の名称及び宛先。ただし、創作者が登録において名指されないよう求めている場合を除く。

(e) 優先権が主張され、かつ、その主張が認容されている場合は、優先日及び当該先の出願が提出された国又はそのために提出された国

(f) 意匠が用いられる製品の種類

(4) 布告第 14 条(2)(a)及び第 51 条に基づく意匠登録の公告には、本条(3)に定める事項を記載する。

(5) 意匠登録証は、様式 No. 8 により交付する。

#### **第 46 条 登録更新**

(1) 意匠登録の更新は、布告第 50 条(2)にいう期間中に登録所有者又はその代理人が行うことができる。本規則第 33 条を準用する。

(2) 更新は、布告第 50 条(2)に定める期間内に更新手数料を納付することにより、又は布告第 17 条(1)及び第 52 条に基づいて許容される猶予期間内に所定の追加料金を納付して行う。

(3) 意匠登録の更新は、登録簿に記録し、かつ、公告する。

(4) 委員会は、登録所有者に更新証明書を発行するものとし、それには次に掲げる事項を記載する。

(a) 意匠の登録番号

(b) 更新の日及び失効の日

(c) 登録所有者の名称及び宛先

(d) 意匠登録の対象である製品の種類

## 第 V 章 雑則

### 第 47 条 所有者の変更

(1) 特許，実用新案証若しくは意匠登録証の所有者又はそれらの出願の所有者の変更は，書面によるものとし，また，利害関係人から委員会への請求に基づき記録されるものとし，かつ，出願の場合を除いて委員会により公告される。この変更は，前記の記録が実行されるまでは第三者に対して如何なる効果も有さない。

(2) 布告に基づいて付与された権利又はそれに係る出願の所有者の変更の記録を求める(1)に基づく請求は，様式 No. 9 により委員会に対して行うものとし，かつ，所定の手数料の納付を条件とする。

(3) 所有者の変更の公告には，次に掲げる事項を明示する。

- (a) 当該の保護の名称
- (b) 出願日，存在する場合は優先日及び登録又は付与の日
- (c) 所有者及び新所有者
- (d) 所有者の変更の内容

### 第 48 条 代理人の選任，送達宛先

代理人の選任は委任状によるものとし，委任状は出願人により又は出願人が複数いる場合は各出願人により署名されるものとする。代理人の宛先は，布告及び本規則に関連するすべての目的で代理人を選任した者と通信するために用いられる。

### 第 49 条 非就業日

ある行為をするか又はある手続をとるための最後の日が，委員会の事務所が業務のために公衆に開かれていない日に当たる場合は，委員会の事務所が次に業務のために開かれる日に適法にその行為をするか又はその手続をとることができる。

### 第 50 条 登録簿及び公報

(1) 委員会は，特許，実用新案証及び意匠登録証に関して別個の登録簿を備える。布告及び本規則に規定されるすべての記録は，それらの登録簿により行う。

(2) 委員会は，布告及び本規則に規定されるすべての公告を官報において行う。

### 第 51 条 登録簿の閲覧；登録簿からの抄本及び書類の写しの請求

(1) 所定の手数料の納付を条件として，何人も登録簿を閲覧することができ，かつ，登録簿から抄本を取得することができる。

(2) 登録簿からの認証抄本又は書類の写しの請求は，書面により委員会に対して行う。

### 第 52 条 誤りの訂正

(1) 委員会は，布告又は本規則に従って提出された出願若しくは書類又は行われた記録における如何なる翻訳文の誤り，事務的な誤り又は錯誤も補正することができる。

(2) (1)に基づく誤りの補正は，書面による請求を受領したときに又は職権により，委員会が行うことができる。行われた補正は，書面によりすべての利害関係人に伝達される

ものとし、かつ、必要と考えられる場合は、委員会により公告される。

### **第 53 条 聴聞**

(1) 委員会は、布告又は本規則により与えられた自由に裁量することのできる権限をある者に対して不利に行使する前に、それについて聴聞を受ける機会を書面により当該の者に通知するものとし、その中で、聴聞の請求を提出するための 1 月以上の期間を表示する。

(2) 聴聞の請求は、書面による。

(3) 委員会は、かかる請求を受領したときは、申請人及びその他の利害関係人に対し、聴聞の日時を少なくとも 2 週間前に書面により通知する。

### **第 54 条 郵便による送達**

(1) 委員会に郵便により送付されたすべての通知、出願又はその他の書類は、それが通常の郵便業務において配達されたであろう日時に差し出され、行われ又は提出されたものとみなす。この送付を証明するに当たっては、かかる通知、出願)又はその他の書類が入っている書状が適正な宛先を付され、かつ、書留郵便により送付されたことを証明することをもって足りる。

(2) (1)は、出願日の付与には適用しない。

### **第 55 条 様式**

本規則に付された様式は、それが該当するすべての場合に用いるものとし、また、他の場合に適合するように委員会が指示するところにより変更する。

### **第 56 条 施行日**

本規則は、連邦官報において公告された日から施行する。

1977 年 3 月 6 日にアジスアベバで作成した。

## 附則 I 手数料

事項又は手続	手数料の額 米ドル		様式
	個人	企業	
A. 特許及び実用新案証			
特許出願(布告第 9 条及び規則第 10 条)	17.5	70	No. 1
各分割特許出願(規則第 18 条)	17.5	70	No. 1
実用新案証出願(布告第 9 条及び第 45 条並びに規則第 10 条及び第 40 条)	8.75	35	No. 1
各分割実用新案証出願(規則第 19 条及び第 40 条)	17.5	70	No. 1
委員会の求めに基づく出願の補正(規則第 27 条(2))	2.5	10	
出願人の選択又は委員会の求めに基づく出願の訂正(規則第 28 条(4)及び(5))	2.5	10	
委員会又は審査当局が行った調査及び審査の手数料(布告第 13 条(2)及び規則第 28 条(2))	50	200	
特許の付与及び公告手数料(規則第 30 条(1))	56.25	225	
実用新案証の付与及び公告手数料(規則第 30 条及び第 40 条)	56.25	225	
特許の年金(布告第 17 条(1))			
2 年目	18.75	75	
3 年目	18.75	75	
4 年目	18.75	75	
5 年目	18.75	75	
6 年目	18.75	75	
7 年目	18.75	75	
8 年目	18.75	75	
9 年目	18.75	75	
10 年目	18.75	75	
11 年目	18.75	75	
12 年目	43.75	175	
13 年目	43.75	175	
14 年目	43.75	175	
15 年目	43.75	175	
期間が延長された場合, 各年について	50	200	
実用新案証の年金(布告第 17 条(1)及び第 45 条)			
2 年目	7.5	30	
3 年目	7.5	30	
4 年目	7.5	30	
5 年目	7.5	30	
期間が延長された場合, 各年について	12.5	50	

特許の年金の遅延納付に係る追加料金(布告第 17 条(1))	延滞分の10%	延滞分の10%	
実用新案証の年金の遅延納付に係る追加料金(布告第 17 条(1)及び第 45 条)	延滞分の10%	延滞分の10%	
特許の存続期間の延長請求(布告第 16 条)	50	200	
実用新案証の存続期間の延長請求(布告第 16 条及び第 45 条)	12.5	50	
強制ライセンスの請求(布告第 29 条及び規則第 35 条)	18.75	75	No. 6
導入特許の請求(布告第 18 条)	18.75	75	No. 10
導入特許の年金	12.5	50	
特許出願の実用新案証出願への又はその逆の変更(布告第 43 条)	8.75	35	
B. 意匠			
意匠の出願手数料(布告第 47 条(4))	6.25	25	No. 7
委員会の求めに基づく出願の補正(規則第 43 条(4))	2.5	10	
登録及び公告手数料(規則第 46 条(1))	56.25	225	
存続期間の延長請求(布告第 50 条(2))	7.5	30	
更新手数料(布告第 50 条(2)及び規則第 47 条(2))	8.75	35	
更新手数料の遅延納付に係る追加料金(布告第 17 条(1)及び第 51 条並びに規則第 47 条(2))	延滞分の10%	延滞分の10%	
C. 一般			
所有者の変更の記録に係る請求の提出(規則第 47 条(2))	50	200	No. 9
書類の認証謄本 1 ページ当たり(規則第 51 条)	0.50	0.50	

附則 II 様式(省略)